

事務連絡  
平成 30 年 8 月 7 日

関係省庁 国有財産総括部局担当課長 殿

財務省理財局管理課  
国有財産情報室長 三好 雅幸

### 平成 29 年度末「国有特許権等一件別情報」のデータ更新作業について

「国有特許権等一件別情報」(注)については、「国有財産一件別情報」と同様に「国有財産増減及び現在額総計算書」の国会報告後（例年 11 月 20 日前後）速やかに財務省ホームページにおいて公表することとしております。

つきましては、別添 1～3 のデータ等を送付しますので、下記について、それぞれデータ内容の確認・更新等の作業を行っていただき、9 月 14 日（金）（期限厳守）までに担当者両名あてメールにて提出いただきますようお願いいたします。

(注) 平成 22 年 3 月 24 日付財理第 1282 号「国有財産一件別情報等の作成について」の記 2 に基づき作成するもの。

#### 記

##### 1. 「特許権等内訳調書」の更新

ファイル名「【別添 1】〇〇省（28 年度末内訳調書）」（現在、財務省ホームページにおいて公表している 28 年度末時点の特許権等のデータ）について、別紙「調製要領\_29 末」に従い、ファイル名「【別添 2】「〇〇省\_29 末データ件数」（国有財産総合情報システムから出力した 29 年度末における特許権等のデータ）の件数と一致するように、29 年度末時点のデータに更新願います。

なお、ご提出の際にはファイル名を「〇〇省（29 年度末内訳調書）」と変更願います。

##### 2. 「特許関係各省庁問い合わせ先」の確認

財務省ホームページにおいて公表しているファイル名「【別添 3】「特許関係各省庁問い合わせ先」について確認いただき、修正箇所がある場合は見え消しにて修正願います。修正がない場合についても、その旨連絡願います。

【担当者】

統計分析係 山本・桑折

Tel 03-3581-4111(内線 [ ] [ ])

直通 [ ]

Mail [ ]

[ ]

## 調製要領

- 1 本調書には、29年度末現在の保有財産を一件別に入力する。  
(29年度末における国有財産総合情報管理システム内のデータ件数にあわせて、調書のデータを加除修正する。)
- 2 新たにデータを加える場合は行を挿入し、データを入力することとし、データを削除する場合は該当データの行を削除する。
- 3 「数量」欄と「出願日・公表日」、「存続期間満了日」の各欄の数字は半角で入力する。
- 4 「部局名」、「会計名」、「分類」、「種類」の各欄については、国有財産総合情報管理システムのコード表から選択する。
- 5 「出願国」欄は、出願国が外国である場合のみ当該国名を入力する。
- 6 「登録番号」、「名称等」、「数量」及び「存続期間満了日」の各欄については、国有財産台帳の記載内容を入力する。  
なお、「登録番号」欄中、左側欄には登録の別により「特許登録原簿」は「特」、「実用新案登録原簿」は「実」、「意匠登録原簿」は「意」、「商標登録原簿」は「商」、「著作権登録原簿」は「著」と記載し、右側欄については番号を入力する。
- 7 「取得事由」欄には、「登録」、「創作」等それぞれの取得事由を入力する。
- 8 「出願日・公表日」「存続期間満了日」の各欄は「平成〇年〇月〇日」等の表記とし、「H〇.〇.〇」の様な表記は使用しない。
- 9 「共有」欄には、共有者がある場合には「〇」と入力する。
- 10 「実施権等の設定」欄は、実施権等が設定されている場合は「〇」と入力する。
- 11 セルが灰色の部分は、公表項目ではないが、特許権等のデータを特定するために必要な項目は入力する。
- 12 セル、行の統合は行わない。
- 13 記載内容を修正・追加する際は、朱書きにて記載する。